

参加者募集

第7回よしおか再発見ウォーク

今回は、約6kmのコースを説明つきで巡ります。参加者全員に、秋の味覚「小倉ぶどうの試食体験」をプレゼント！

▼期日 9月24日④

▼コース・内容



▼受付

1班 午前7時10分～7時25分

2班 午前7時45分～7時55分

▼集合場所 役場コミュニティセンター前(※詳しくは参加者に通知します。)

▼対象 健康で全行程を自力で歩ける人(※小学生以下は保護者同伴)

▼費用 100円(当日徴収)

▼申込締切 9月2日⑤

▼定員 各班先着50人(合計100人)

▼申込方法 FAX、メール、申込書(町ホームページに掲載)を郵送

※「再発見ウォーク申込」と明記し、参加を希望する班(1班か2班)、住所、氏名、生年月日、連絡先を添えてお申込みください。

▼申込み・問合せ先  
〒370-13692  
産業建設課 産業振興室  
再発見ウォーク係

☎26・2280(直通)

FAX 54・8681

✉kankou@town.yoshioka.gunma.jp

gunma.jp

土地の情報を明確にするために

地籍調査事業を進めています

平成24年度から、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るための事業です。

平成28年度は南下Ⅱ地区(南下王頭川北、旧県道高崎渋川線西)の現地調査を11月ごろに実施します。また、昨年現地調査した南下Ⅰ地区(南下王頭川南)は成果の閲覧を今年度の下半期に実施します。



Q 地籍調査のメリットは?

- ①境界の位置が不明になっても、正確に復元可能
- ②土地の形状や面積の明確化
- ③迅速な災害復旧が可能
- ④固定資産の課税が適正化
- ⑤円滑な土地取引が可能

Q 調査費用は?

地籍調査にかかる費用は、国・県・町が負担します。調査には土地所有者の境界立会いと確認行為(閲覧)が必要となります。全町完了までには、四十数年を要します。事業の推進にご協力ください。

▼問合せ先  
産業建設課 用地管理室  
☎26・2279(直通)

Q 地籍調査とは?

「地籍」とは土地の情報で、いわば土地の戸籍です。「地籍調査」の目的は土地の情報を明確にすることです。

一筆ごとに皆さまに境界などを確認していただき、測量します。その結果、正確な土地の面積などが分かります。

調査によって、正確な図面(地籍図)を作成できます。調査の成果が法務局に送付されると、登記簿が正確なものに改められます。



平成29年度

保育所および認定こども園へ入所を希望する人へ  
**新入所児の申込みを受け付けます**

募集案内・入所申込書は健康福祉課こども福祉室、町内各保育所で配布しています。

**申込受付**

※申込みは必ず役場でお願ひします。各保育所では受け付けできません。

※平成29年度中の入所を希望する人はすべて期日中に申込みをしてください。また、出生前のお子様についても申込みできます。転入予定の人はご相談ください。

**期日と対象地区**

【10月4日(火)】小倉・上野田・上野原・下野田・北下・南下・陣場  
 【10月5日(水)】寺下・寺上・溝祭・駒寄・漆原西・漆原東  
 【10月6日(木)】4・5日に都合

がつかない人

**▼時間**

午前9時～11時30分  
 午後1時30分～4時30分

**▼場所** 役場2階大会議室

**▼その他** 受付日に都合が悪  
 い人は10月7日(金)～31日(月)の  
 期間にこども福祉室窓口にて  
 受付

※先着順ではありません。  
 ※定員などの都合により入所  
 できない場合もあります。

**▼申込に必要なもの**

- ①支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書、父母の勤務、パート証明を事業所で受けて添付してください。
- ②その他、母親が就労中であることを確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書のコピーなど)があれば提出してください。

**▼入所承諾について**

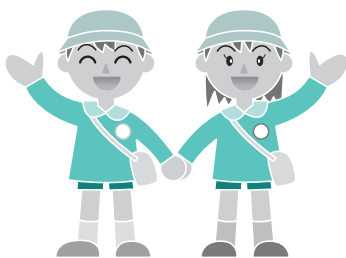
承諾通知または不承諾通知を1月中に郵送予定  
**▼在所児童** 29年度も引き続き保育の継続を希望する場合は継続申込書(10月頃保育所を通じて配布)を各保育所に提出してください。

**入所の基準**

※保護者および同居の親族全員が次のいずれかに該当するため、家庭で保育できない児童。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または、出産後間もない(出産前後2カ月まで)
- ④病気やけがをしているか、心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

平成29年度から駒寄幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行します。  
 それにより、保育利用も可能となります。



**老人福祉センターいこいの家八幡**

参加者募集

**サンキャッチャー手作り体験講座**

光を受け「虹」を散らばせる癒しのアイテム、サンキャッチャー。ご自分に、お子さまに、お孫さんに…ぜひプレゼントしてみませんか？

- 期 9月6日(※)
- 時 ①午後1時半～2時半 窓際に吊るすタイプ(長め)  
 ②午後2時半～3時半 車のミラーやバックに吊るすタイプ(短め)
- 定 ①、②ともに各20人 料 各1,500円 場 岡田サチコ氏
- 申 作品持ち帰り用の袋が小さな箱 日 8月24日(※)
- 場 吉岡町老人福祉センター 協 吉岡町社会福祉協議会 ☎54・3930

**大人の体験イベント～  
 コーヒー焙煎1日セミナー体験講座**

珈琲のうんちくやご自宅での焙煎方法のレクチャー(美味しい珈琲の入れ方)、色々な豆を使つての試飲会を開催します。

- 期 9月28日(※) 時 1時半～3時半
- 場 吉岡町老人福祉センター 定 20人 料 500円
- 申 自家焙煎ハーバー珈琲吉岡店 須永進氏 日 9月16日(※)
- 場 吉岡町社会福祉協議会 ☎54・3930

### 吉岡町敬老福祉大会

## 金婚祝い表彰・エンゼル表彰も行います

町と社会福祉協議会は、今年も敬老福祉大会を開催します。76歳以上の対象者に案内状を送付します。また、大会の席上で90歳到達者・金婚祝い・介護者表彰・エンゼル表彰を予定しています。

▼期日 9月19日(月)敬老の日  
▼場所 文化センター  
▼対象者

▼金婚祝い ①町内に在住の結婚50年以上の夫婦②昭和42年3月31日以前に結婚した人  
※以前、表彰歴(老人クラブ通)

▼エンゼル表彰 平成27年8月8日～28年8月7日の間に4人目のお子さまが生まれた親  
※以前、表彰(敬老福祉大会)された人を除きます。

▼連絡・問合せ先  
社会福祉協議会  
☎ 54・3930  
☎ 54・3673  
FAX 54・3673

## 敬老と長寿をお祝い 高齢者のお宅に敬老訪問します

▼対象者 平成28年度中に満80・85・88・90・95・100歳に到達する人および101歳以上の(9月1日現在で1年以上吉岡町に住所のある人)  
※対象者には、詳細を通知でお知らせします。

▼日程と訪問者  
【満80歳・85歳】  
9月中に民生児童委員が訪問  
【満88・90・95・100・101歳以上】9月19日(月)午前中に民生児童委員および町関係者が訪問

▼問合せ先  
健康福祉課 高齢福祉室  
☎ 26・2247(直通)

### 申請期間は9月中です

## 紙おむつ・尿パッド購入助成事業

町は、紙おむつや尿取りパッドの購入費助成事業を行っています。対象となる人は申請してください。

審査後、申請書で指定いただいた口座に振り込みます。

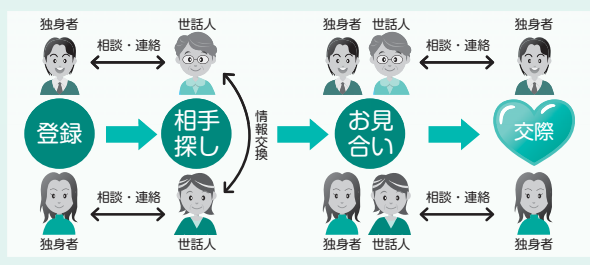
▼対象者 町在住・在宅で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人  
・65歳以上で要介護3～5  
・3歳以上で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳Aをお持ちの人

▼申請期間 9月中  
▼申請方法 高齢福祉室窓口 備え付けの申請書(または町ホームページからダウンロード)に記入し、対象の領収書を添付して提出  
※領収証の日付は平成28年4月1日～9月30日のもの

▼上限額 1万円  
▼提出・問合せ先  
健康福祉課 高齢福祉室  
☎ 26・2247(直通)

## 婚活のお手伝いをします ぐんま縁結びネットワーク

群馬県では、社会全体で独身者の結婚を応援する取り組みを行っています。結婚を望みながらも出会いの機会が少ない独身の人、「縁結び世話人」のネットワークを活用して、1対1のお見合い型の出会いを提供する群馬縁結びネットワークを是非ご利用ください。登録料は無料。個人情報や世話人相互の信頼できるネットワークを介するので安心です。



問合せ先 教育委員会 生涯学習室 ☎54-1161(直通) 1161

## 虚礼廃止にご理解ご協力を

議員は公職選挙法に基づき、お歳暮、年賀状、お祭りへの寄附などの行為は禁止されています。町民の皆さまが議員に寄附などを求めることも禁止されています。趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

